

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9
札幌市中央区市民部総務企画課庶務係（電話 011-205-3205）
メールアドレス：ch.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

第 20 回統一地方選挙中央区開票所設営・撤去等業務

(2) 調達案件の仕様等及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 4 月 10 日まで。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」または「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(7) 入札告示日を起点とした過去 5 年以内において、本市又はその他官公庁が発注する衆議院、参議院又は統一地方選挙（補選を含む）開票所の会場設営・撤去業務を請け負った実績があること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。また、契約条項及び入札説明書は中央区役所のホームページからダウンロードできる。

(2) 入札書の受領期限

令和 5 年 3 月 6 日（月）12 時 00 分

送付による場合は必着

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一堂に会する入札は実施いたしません。

(3) 開札の日時及び場所

令和 5 年 3 月 6 日（月）16 時 00 分

札幌市中央区役所仮庁舎 4 階 4－A 会議室（札幌市中央区大通西 2 丁目 9）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約保証金契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 号各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。